

岩手県告示第777号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者を指定した。

平成27年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
有限会社共同燃料	遠野市青笹町糠前9地割1番地11	平成27年10月1日